

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令
規制の名称：初期契約解除に伴いMVNOの利用者が支払うべき金額の追加
規制の区分：新設、改正（**拡充**、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局：総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第一課
評価実施時期：令和元年 6月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

2015年の電気通信事業法（以下「法」という。）の改正により、利用者が電気通信サービスの特性に起因した契約上のトラブルを回避することができるよう、契約初期の一定期間は、利用者側から相手方（電気通信事業者）の同意無く、契約を解除することができる初期契約解除制度が導入された。（法第26条の3）

その後、2016年より、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（※1）（以下「MNO」という。）は接続約款を改定（※2）し、MNOから設備を借りて携帯電話サービスを提供する事業者（以下、「MVNO」という。）に対し、SIMカードの提供に係る費用を請求する運用を開始した。2017年には第二種指定電気通信設備に係る透明性・適正性等の確保、公正競争環境の向上の観点から、電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の改正により、SIMカードの提供に係る費用について接続約款記載事項等に追加し、また、当該費用の算定方法を定めることとした（※3）。

2018年には、MVNOの普及が進み、MVNOの音声通話付サービスについての苦情相談も少ないとはいえない状況となってきたことから、初期契約解除制度の対象役務として、MVNOの音声通話付サービスが追加（※4）されることとなった。

※1 接続協議において強い交渉力を有する事業者。2019年5月末時点においては、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社の計4者。

※2 接続約款によらない卸契約についても接続約款の改定を踏まえ同様に変更された。

※3 卸電気通信役務の提供については、電気通信事業法施行規則を改正し、SIMカードの種類、料金、提供条件等を届出事項として追加。（MNOは、一定の規模以上（契約数50万回線以上等）の卸契約等について届出が必要。）

※4 初期契約解除制度導入検討当時は苦情相談事案がほとんどなく（数十件程度（2014年度））、対象とされなかったが、2017年度上半期のMVNO音声通話付サービスの苦情・相談件数は約1,100件（推計）（電気通信サービス全体（40,764件）に占める割合2.7%）であった。（情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会（第86回）資料参照）

初期契約解除制度においては、販売形態にかかわらず自らの意思で来店し契約を締結した利用者も含めて契約の解除を認めることになることや、国際ローミングサービスなど利用形態によっては高額な通信料金が発生する場合などもあるため、利用者と電気通信事業者の費用の公平負担の観点から、下記の事項について、電気通信事業者の利用者への対価請求を認めることとしている。

- ・ 契約解除までのサービス提供の対価
- ・ サービス提供に必要な工事（実施済みの工事）に通常要する費用として総務大臣が告示する額
- ・ 契約の締結のために通常要する費用（いわゆる契約事務手数料）として総務大臣が告示する額
- ・ 番号ポータビリティの適用に通常要する費用として総務大臣が告示する額

一方、SIMカードの提供に係る費用は、MVNOが電気通信役務の提供を行うために必ず要する費用であるが、現在、初期契約解除の際に利用者へ対価請求が可能な費用に含まれていない。

今後、MVNOがSIMカードの提供に要する費用を、初期契約解除に伴う対価として利用者に請求できない場合、利用者と電気通信事業者の費用負担が公平でない状況が続くこととなる。

以上のような状況をベースラインとする。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及び発生要因】

①のとおり、利用者と電気通信事業者の費用負担が公平でないことが課題であり、MVNOが電気通信役務の提供を行うために必ず要する費用であるSIMカードの提供に要する費用を、初期契約解除に伴う対価として利用者に請求できないことがその発生原因である。

【規制の内容及び「規制」手段を選択した理由】

法第26条の3第3項ただし書において初期契約解除に伴い利用者に対価として請求することができる費用については総務省令で定めることとしていること、法第26条の3第3項において初期契約解除に伴う損害賠償請求・違約金等の請求を禁止していること及び法第26条の3第5項において初期契約解除制度に反する利用者に不利な特約は無効としていることから、電気通信事業者等による自主基準や行政指導等の非規制手段により対処を行うことはできないため、「規制」手段を選択した。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用について】

SIMカードの提供に要する費用を初期契約解除に伴い利用者に対価として請求することができる費用に追加することにより、電気通信事業者は当該費用を請求する場合は利用者に交付する契約書面等に記載する事項について変更しなければならないが、当該費用の請求は任意であり、かつ、記載事項の変更も軽微であるため、電気通信事業者に遵守費用は発生しないか、あっても限定的である。

利用者である国民は、SIMカードの提供に要する費用を初期契約解除に伴う対価として請求されることとなる。当該費用の金額は、第二種指定電気通信設備接続料規則に基づき算定される額に相当する額（※）に限られ、2019年4月1日時点では1回線あたり114円～335円の遵守費用が発生する。

※ 接続約款によらない卸電気通信役務の提供についても、接続約款と同様の料金等の条件で行われている。

【行政費用について】

これまでの初期契約解除に伴い利用者に対価として請求することができる費用に、新たに項目を追加するものであり、追加的な行政費用は発生しないか、あっても限定的である。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

（規制緩和するものではないため、該当せず）

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

SIMカードの提供に要する費用が初期契約解除に伴い利用者に対価として請求することができる費用に追加された場合には、利用者と電気通信事業者の費用負担が公平となり、電気通信市場の健全な発達につながることを期待される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

MVNOが電気通信役務の提供を行うために必ず要する費用であるSIMカードの提供に要する費用（年間約180万円～530万円（推計）（※））について、電気通信事業者と利用者の費用負担が公平となる。

※ 電気通信事業報告規則に基づくMNOにおけるMVNOへの提供に係る契約数の純増数（254万（2017年度末時点））、同規則に基づく新規契約締結数に占める初期契約解除件数の割合（契約数が1万以上の電気通信事業者に限る。）（0.62%（2017年度末時点））及びMNO各社の接続約款において定められているSIMカードの提供に要する費用（1回線あたり114円～335円（2019年4月1日時点））に基づき推計。なお、MVNO全体における新規契約締結数は、契約数の純増数よりも多いことが見込まれる。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制緩和するものではないため、該当せず）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

MVNOが初期契約解除に伴い利用者に対して対価として請求できる費用項目が追加されることにより、利用者の初期契約解除時における負担は増加するものの、現在、初期契約解除を行う利用者は1%未満(※)であり、当該規制による影響は軽微であると考えられる。

※ 電気通信事業報告規則に基づく新規契約締結数に占める初期契約解除件数の割合(契約数が1万以上の電気通信事業者に限る。)(0.62%(2017年度末時点))

また、MVNOが初期契約解除に伴い利用者に対して対価として請求できる費用項目が追加されることにより、MVNOとの契約を選択する利用者数の増減に影響を与える可能性があるが、当該規制は、従前より契約時に通常請求されているSIMカードの提供に要する費用について、初期契約解除時においても請求可能とするものであり、利用者の契約時における意思形成に及ぼす影響は極めて軽微であると考えられるため、MVNOとの契約を選択する利用者数の増減に影響を与えることは考えにくい。

5 費用と効果(便益)の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果(便益)の関係を分析し、効果(便益)が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果(便益)の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果(便益)が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果(便益)の方が費用より大きい場合等に、効果(便益)の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上記のとおり、利用者である国民が負担する遵守費用については増加することが見込まれるが、その増加分については透明性・適正性が確保された第二種指定電気通信設備接続料規則に基づき算定された額に相当する金額（※）に限られたものであり、また、行政費用については限定的である。

※ 接続約款によらない卸電気通信役務の提供についても、接続約款と同様の料金等の条件で行われている。（総務省HP「第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務に関する情報」参照）

その一方で、本件規制が導入された場合には利用者と電気通信事業者の費用負担が公平となり、電気通信市場の健全な発達につながることを期待される。

以上から、本件規制により得られる便益は、本件規制の導入に伴う費用を上回ることが見込まれるため、本件規制の導入は妥当と考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

代替案なし

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合（第6回）」において、「SIM準備手数料（仮）」については、総務省等において、その実情を踏まえた上で、今後の取り扱いを検討していくことが必要であるとする要改善・検討事項が取りまとめられたことを踏まえ、今回の改正を行うものである。

8 事後評価の実施時期等

- ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

施行後 1 年を経過した場合において、改正後の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

電気通信事業者と利用者の費用負担が公平な状況となっているか評価するため、MVNOが初期契約解除に伴い利用者に対して対価として請求しているSIMカードの提供に要する費用について確認するとともに、総務省及びP I O - N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）に寄せられている苦情・相談等の状況を確認する。